

【様式1】

年 月 日

広報岬だより作成業務企画提案申込書

岬町長 田代 堯 様

所在地

名 称

代表者

印

広報岬だより作成業務にかかる公募型プロポザール実施要領、広報岬だより作成業務委託仕様書の条件等を了解し、企画提案に応募したいので、企画提案書及び関係書類を添えて申し込みます。

なお、実施要領「第3 応募者資格要件・応募方法等に関する事項 1. 応募者資格要件」に規定する応募資格を全て満たしていることを誓約します。

岬町入札参加 資格登録	種 類	建設コンサルタント等 ・ 役務提供等
	受付番号	
連絡先	部署名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	

【様式 2】

■ 業務実績調書

会社名： _____

担当者： _____ TEL： _____

業務名	発注者名 (確認連絡先)	契約金額 (千円)	契約期間	業務の概要
	担当部局： TEL：		自 至	
	担当部局： TEL：		自 至	
	担当部局： TEL：		自 至	
	担当部局： TEL：		自 至	
	担当部局： TEL：		自 至	

※平成27年度以降に受注した実績について記入すること。

※5件以上実績がある場合は、新しいものから順に5件記入すること。

【様式3】

■ 業務推進体制表

	担当予定者名	所属・役職 [※]	担当する業務分野	業務割合(%)
管理責任者				
スタッフ1				
スタッフ2				
スタッフ3				
スタッフ4				
スタッフ5				
スタッフ6				
スタッフ7				
スタッフ8				
スタッフ9				
スタッフ10				

※所属・役職について、提出事業者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記入すること。

【様式4】

■ 業務担当予定者の経歴・従事業務調書

氏名		所属・役職		
業務経験年数	年	役割	管理責任者・担当スタッフ	
専門分野				
担当業務分野				
業務に関連する所有資格（資格の種類、部門、取得年月日）				
職歴・業務経歴等				
現在従事中・従事予定の業務（令和2年4月1日現在）※受注金額200万円以上のもの				
業務名	役割 (○印を付けて下さい)	受託金額	発注機関	履行期間
	責任者・担当スタッフ			
	責任者・担当スタッフ			
	責任者・担当スタッフ			
	責任者・担当スタッフ			
	責任者・担当スタッフ			
アピールしたい点があれば記載のこと				

※予定スタッフごとに記入すること。

【様式5】

岬町の契約からの暴力団等の排除に関する誓約書

私は、岬町が岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号。以下「条例」という。）に基づき、広報岬だより作成業務（以下「作成業務」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

なお、必要な場合には、大阪府泉南警察署長に照会することについて承諾します。

記

- 1 私は、作成業務を受注するに際して、岬町暴力団等の排除に関する条例施行規則（平成25年岬町規則第1号。以下「規則」という。）第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、岬町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が岬町から大阪府警察本部及び大阪府泉南警察署に提供されることに同意します。
- 4 私が条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を岬町に提出します。
- 5 私の使用する下請負人等が、規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると岬町が大阪府警察本部又は大阪府泉南警察署から通報を受け、又は岬町の調査により判明し、岬町から下請契約等の解除又は二次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

岬町長 様

令和 年 月 日

・所在地

・商号又は名称

・代表者職・氏名

実印

・代表者の生年月日

年 月 日

(裏面あり)

【①岬町暴力団等の排除に関する条例施行規則より抜粋】

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるものほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等及び同条第6号に規定する売払い等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

【②岬町暴力団等の排除に関する条例より抜粋】

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第7条 町は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）